

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月20日
【計算期間】	第2期（自平成21年1月21日至平成21年7月21日）
【ファンド名】	BNPパリバ・ブラジル株式オープン
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ダニエル・クライン
【本店の所在の場所】	東京都千代田丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	長谷 俊一
【連絡場所】	東京都千代田丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2871
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

当ファンドは、BNPパリバ・ブラジル株式オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）国内に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式（ADR（米国預託証券）、GDR（グローバル預託証券）等を含みます。）等に実質的に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。

信託金限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式))*	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

* 投資収益は実質的にブラジルの株式の動きに応じて決まりますが、組入れている資産そのものは投資信託（マザーファンド）です。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分

中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

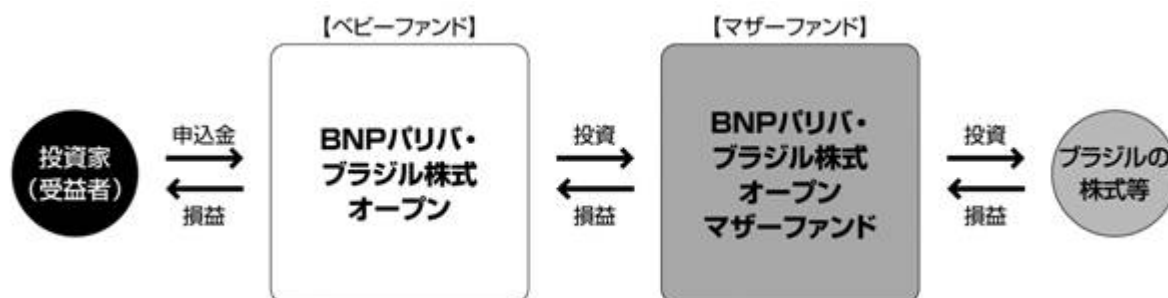
ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じ、ブラジルに本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式（ADR（米国預託証券）、GDR（グローバル預託証券）等を含みます。）等を主な投資対象とします。
運用は、ファミリーファンド方式で行います。
- 保有する実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは、原則行いません。
- ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル(BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

《 1 》 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じ、ブラジルに本社を置く企業、もしくは

ブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式(ADR(米国預託証券)、GDR(グローバル預託証券)等を含みます。)等を主な投資対象とします。

運用は、ファミリーファンド方式で行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者の皆様の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

「BNPパリバ・ブラジル株式オープンマザーファンド」の主な運用方針

主として、ブラジルに本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式(ADR(米国預託証券)、GDR(グローバル預託証券)等を含みます。)等に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。

投資する株式の選定においては、経済状況などを考慮しながら業種別の企業動向等の見直しを行うと同時に、定量および定性的な個別企業の分析を行い、バリュエーション上株価が割安と判断され、かつ企業収益が堅調であると考えられる株式を選択します。

株式への組入れ比率は高位に保つことを基本とします。

外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル(BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)に運用指図に関する権限を委託します。

《2》保有する実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは、原則行いません。

当ファンドは、主にブラジル・リアル建の株式等に実質的に投資します。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則行いませんので、為替相場の変動で基準価額が変動いたします。

《3》ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル(BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)にマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

投資顧問契約に基づいて、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル(BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。運用にあたっては、独自の調査に基づくファンダメンタル・アプローチ及びボトムアップ・アプローチにより銘柄選択を行い、ポートフォリオを構築します。

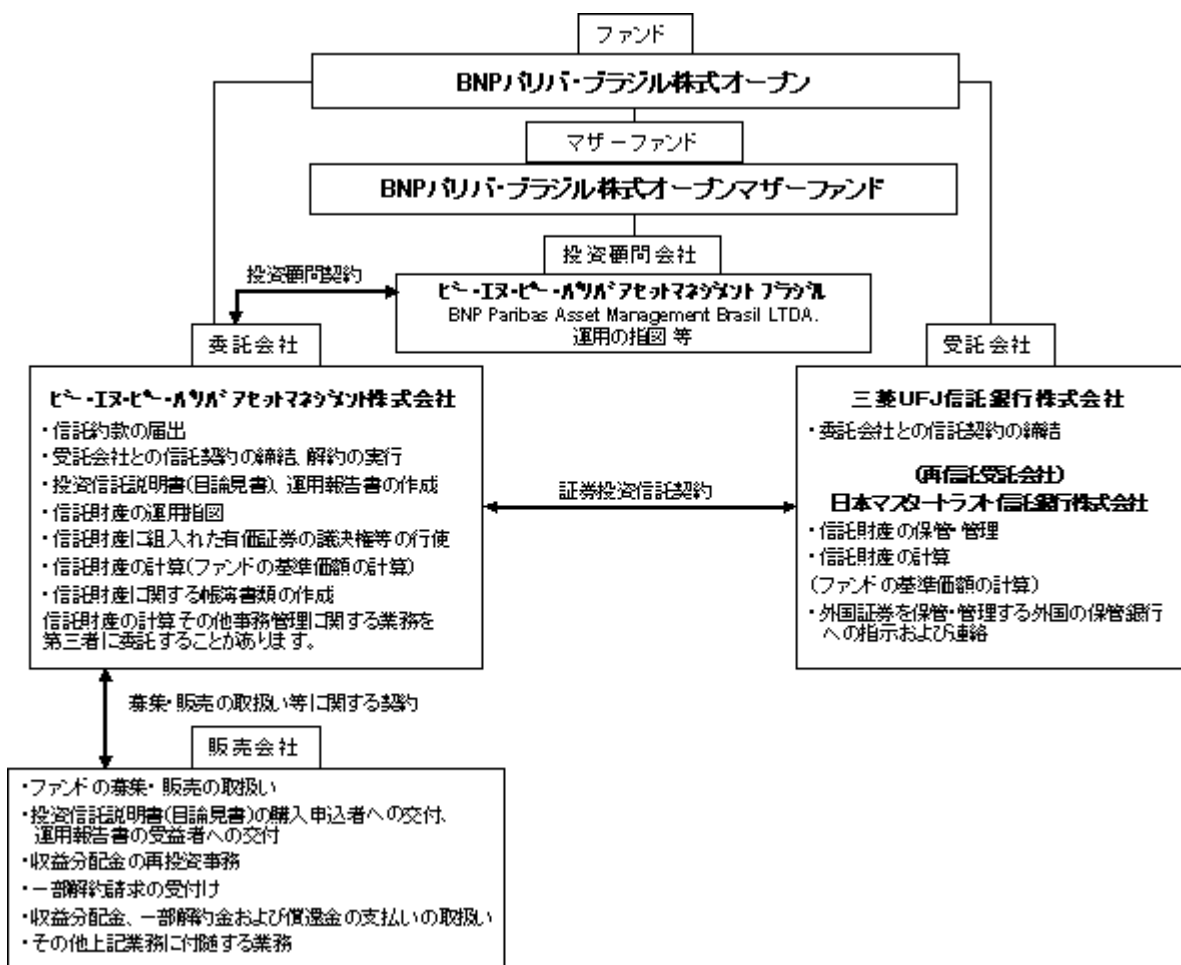
<BNPパリバ・ブラジル株式オープンマザーファンドの投資プロセス>

株価は企業業績やその予測、及び企業活動を取巻く国内外の経済環境の動向に応じ変動いたします。当ファンドではマクロ経済を中心とした分析を通じ有望なセクターや市場テーマを決定するファンダメンタル・アプローチを活用する一方、個別企業の業績やその予想、個別企業の経営状況等について調査するボトムアップ・アプローチを併用することで、より最適なポートフォリオの構築を目指しております。



(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. ファンドの関係法人および委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社	当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。マザーファンドの運用の指図に関する権限をビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル(BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)に委託します。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《投資顧問会社》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル (BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)	マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図等を行います。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

*投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に関する業務の内容等が定められています。

c. 委託会社の概況（平成21年9月末現在）

資本金 9億円

沿革

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

大株主の状況

株主名	住 所	所有株数	所有比率
ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100.0%

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するもの、および14の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13および14(ただし、投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

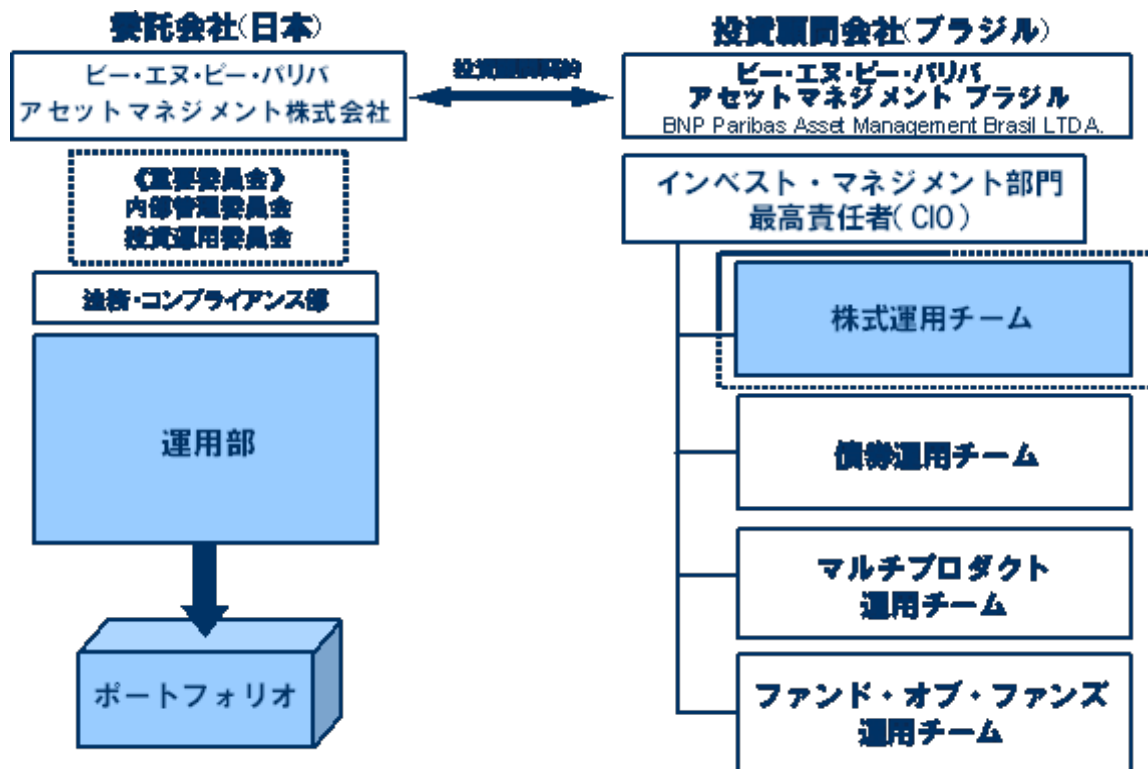
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金をcに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限をビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル(BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)に委託します。

マザーファンドの株式の売買等の指示等は、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジルが行います。



運用体制等は平成21年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社の運用体制

運用部（10名程度）

市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

投資運用委員会（5名程度）

原則として月1回および随時開催し、投資運用や法令遵守等の状況について報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

内部管理委員会（5名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、内部管理手順およびコンプライアンスシステムの実施に資する対応を図ります。

法務・コンプライアンス部（2名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

ビー・エヌ・ピー・パリバ グループ（ ）では、投資家の保護を第一の目的として、組織的犯罪を防ぐべく、厳格な倫理規定を設けております。ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門の中核であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスでは、グループの規定に加えて、フランス投資信託および金融資産運用会社向け倫理規定、インサイダー取引防止策、個人口座での取引制限等に関する社内規定の遵守が義務付けられています。ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジルにおいては、現地の法令等を遵守するとともに、同様の社内規定の遵守が義務付けられています。（平成21年9月末現在）

（ ） ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの概要（平成21年9月末現在）

ビー・エヌ・ピー・パリバは、平成12年5月に、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併によりフランス大手の総合金融グループとして誕生しました。ビー・エヌ・ピー・パリバ グループは世界各国に拠点を有し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、投資顧問業務、ならびにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、その実績と経験を基に、グローバルに金融サービスを提供しています。中核銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバの格付けは、S & PではAA格、ムーディーズではAa1格となっております。

委託会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門における日本の現地法人として平成10年11月に設立されました。投資信託をはじめ、金融機関、年金基金等の資金を幅広く運用しております。投資顧問会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジルは、ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門におけるブラジルの拠点であり、平成10年に設立され、ブラジルをはじめとするラテンアメリカ市場に特化した資産運用業務を行っております。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っております。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

（4）【分配方針】

毎決算時（毎年1月20日および7月20日。ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、上記 の範囲で、基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（5）【投資制限】

株式への投資制限（信託約款）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

外資建資産への投資制限（信託約款）

外資建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用（信託約款）

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（信託約款）

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款）

- (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により(b)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに

ついてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券またはの規定において借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (d) (b)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付

債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その運用の指図を行うすべてのファンドにつき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また収益や投資利回り等は未確定の商品です。

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、外国の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動きや為替相場の変動などの影響により、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。

- (1) 受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動によって、上昇したり下落したりするという点、また権利行使に制限があることに注意を払う必要があります。

以下は、主なリスクとその要因および権利行使の制限に関する説明です。

価格変動のリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主にブラジルの株式など値動きのある有価証券に投資します。株式の価格は政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。組入株式の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

信用リスク

株式の価格は、発行企業の信用状況によっても変動する場合があります。経営不安や倒産の重大な危機に陥った場合には、投資した資金が回収できなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建資産に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合など、機動的に組入銘柄を売却できないことがあります。その結果、売却価格が大きく低下し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

カントリーリスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済および社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

追加設定・一部解約による資金流出に伴うリスク

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。大量の追加設定もしくは一部解約が行われた場合、株式の売買手数料や市況もしくは取引量の影響等による市場実勢から乖離した価格での株式の組入れおよび売却を行う必要が生じると、当ファンドの基準価額はその影響を受けます。

ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・一部解約による資金の流出が生じ、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合は、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

権利行使の制限

当ファンドは、お申込日がサンパウロ証券取引所の休業日と同一の場合には、原則として売買のお申込みはできません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、売買のお申込みの受け付けが取消または中止されることがあります。

その他のリスク

1. 先進国以外の国の証券市場への投資に伴うリスク

ファンドが主に実質的に投資するブラジルの証券市場などの先進国以外の国の証券市場は、欧米等の先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。またそれらの国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。

そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高の好転や悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

2. 投資銘柄の集中リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため株式市場全体の動きとは異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

(2) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(3) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうか、モニタリングを行います。運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリング等を行います。また、投資顧問会社でもポートフォリオのリスクモニタリング等が行われます。運用部門は、ファンドの運用計画を投資運用委員会に報告します。一方、管理部門において、運用ガイドラインや法令の遵守状況について、チェックが行われます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は、3.675%（税抜 3.50%）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額(5%)が含まれています。

販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料で受付ける場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.785%（税抜 1.700%）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額		年率 1.785%（税抜 1.700%）
配分	委託会社	年率 0.840%（税抜 0.800%）
	販売会社	年率 0.840%（税抜 0.800%）
	受託会社	年率 0.105%（税抜 0.100%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬には、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル(BNP Paribas Asset Management Brasil LTDA.)への投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、マザーファンドの信託財産の日々の純資産総額に対して年率0.37%を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものであるため、当該費用および費用全体の合計額（上限額等を含む）については表示をすることができま

せん。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成21年9月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、20%（所得税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。

* 平成22年1月1日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。	解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

* 平成21年1月1日以後の一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、配当所得と損益通算を行うことができます。

* 平成22年1月1日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

* 益金不算入制度は、当ファンドには適用されません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたりません。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる

る場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「特別分配金」があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

買取につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成21年8月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式親投資信託受益証券	日本	362,187,090	93.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		24,259,814	6.28
合計（純資産総額）		386,446,904	100.00

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)

BNPパリバ・ブラジル株式オープンマザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	ブラジル	355,878,955	98.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,298,168	1.74
合計（純資産総額）		362,177,123	100.00

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】（平成21年8月末現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

(主要銘柄の明細)

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （%）
日本	親投資信託受益証券	BNPパリバ・ブラジル株式 オープンマザーファンド	446,868,711	0.7604	339,829,925	0.8105	362,187,090	93.72

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	93.72
合計	93.72

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

B N Pパリバ・ブラジル株式オープンマザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(主要銘柄の明細)

順位	国/地域	銘柄名	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラジル	PETROLEO BRAS-PR	株式	エネルギー	38,275	1,573.01	60,207,248	1,604.06	61,395,549	16.95
2	ブラジル	VALE SA-PREF A	株式	素材	26,930	1,533.94	41,309,087	1,655.80	44,590,909	12.31
3	ブラジル	ITAU UNIBANCO HOLDING SA PREF	株式	銀行	16,059	1,605.04	25,775,491	1,744.51	28,015,118	7.74
4	ブラジル	BM&F BOVESPA SA	株式	各種金融	26,150	579.53	15,154,782	591.85	15,476,950	4.27
5	ブラジル	BANCO BRADESCO SA-PREF	株式	銀行	10,000	1,446.36	14,463,680	1,532.60	15,326,080	4.23
6	ブラジル	GERDAU SA-PREF	株式	素材	12,100	1,066.91	12,909,635	1,120.62	13,559,589	3.74
7	ブラジル	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	株式	素材	5,675	1,962.82	11,139,017	2,243.22	12,730,305	3.51
8	ブラジル	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	株式	素材	4,200	2,274.34	9,552,261	2,484.69	10,435,729	2.88
9	ブラジル	VALE SA	株式	素材	5,400	1,780.65	9,615,561	1,867.21	10,082,983	2.78
10	ブラジル	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	株式	公益事業	6,570	1,367.51	8,984,606	1,443.90	9,486,449	2.62
11	ブラジル	BRF-BRASIL FOODS SA	株式	食品・飲料・タバコ	4,485	2,034.77	9,125,948	2,106.71	9,448,639	2.61
12	ブラジル	BANCO DO BRASIL SA	株式	銀行	7,100	1,092.53	7,757,016	1,311.83	9,314,018	2.57
13	ブラジル	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	株式	エネルギー	4,500	1,954.15	8,793,717	1,936.21	8,712,950	2.41
14	ブラジル	GAFISA SA	株式	不動産	5,000	1,043.75	5,218,752	1,406.45	7,032,256	1.94
15	ブラジル	METALURGICA GERDAU SA-PREF	株式	素材	4,600	1,336.93	6,149,904	1,396.10	6,422,071	1.77
16	ブラジル	ULTRAPAR PARTICIPACOES-PREF	株式	公益事業	1,800	3,171.16	5,708,102	3,449.60	6,209,280	1.71
17	ブラジル	TELE NORTE LESTE PART-PREF	株式	電気通信サービス	4,080	1,404.47	5,730,278	1,502.54	6,130,392	1.69
18	ブラジル	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	株式	小売	9,980	489.78	4,888,069	565.73	5,646,029	1.56
19	ブラジル	NET SERVICOS DE COMUNI-PREF	株式	メディア	4,935	1,019.60	5,031,741	1,002.84	4,949,054	1.37
20	ブラジル	TIM PARTICIPACOES SA-PREF	株式	電気通信サービス	20,700	192.93	3,993,669	199.58	4,131,388	1.14
21	ブラジル	ELETROPAULO METROPOLI-PREF B	株式	公益事業	2,200	1,718.68	3,781,113	1,766.68	3,886,713	1.07
22	ブラジル	BRADESCAR SA PREF	株式	素材	2,600	1,300.00	3,380,016	1,475.44	3,836,152	1.06
23	ブラジル	LOJAS RENNER S.A.	株式	小売	2,554	1,208.83	3,087,373	1,470.02	3,754,437	1.04
24	ブラジル	CIA ENERGETICA MINAS GER-PREF	株式	公益事業	2,618	1,278.32	3,346,650	1,365.05	3,573,716	0.99
25	ブラジル	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	株式	運輸	5,400	566.72	3,060,288	653.94	3,531,306	0.98
26	ブラジル	DURATEX SA-PREF	株式	資本財	2,500	1,204.89	3,012,240	1,404.48	3,511,200	0.97
27	ブラジル	ROSSI RESIDENCIAL SA	株式	住宅	5,560	507.09	2,819,427	609.59	3,389,340	0.94
28	ブラジル	REDECARD SA	株式	各種金融	2,640	1,334.00	3,521,785	1,264.03	3,337,044	0.92
29	ブラジル	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	株式	公益事業	2,400	1,437.99	3,451,176	1,389.69	3,335,270	0.92
30	ブラジル	CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	株式	公益事業	3,400	934.84	3,178,461	980.17	3,332,609	0.92

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	住宅	1.03
株式	外国	エネルギー	19.71
株式	外国	素材	29.24
株式	外国	資本財	1.73
株式	外国	商業・専門サービス	0.58
株式	外国	運輸	2.01
株式	外国	メディア	1.37
株式	外国	小売	3.07
株式	外国	食品・飲料・タバコ	3.51
株式	外国	銀行	14.73
株式	外国	各種金融	5.39
株式	外国	不動産	2.56
株式	外国	電気通信サービス	4.63
株式	外国	公益事業	8.70
合計			98.26

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および平成21年8月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額(円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
(第1期末) 平成21年 1月20日	164,472,996	164,472,996	4,958	4,958
(第2期末) 平成21年 7月21日	383,215,315	383,215,315	8,507	8,507
平成20年 8月末日	268,543,915	—	10,157	—
平成20年 9月末日	243,058,298	—	7,424	—
平成20年10月末日	189,357,930	—	5,696	—
平成20年11月末日	166,538,100	—	4,991	—
平成20年12月末日	157,809,225	—	4,761	—
平成21年 1月末日	169,366,054	—	5,105	—
平成21年 2月末日	178,248,385	—	5,287	—
平成21年 3月末日	196,030,533	—	5,663	—
平成21年 4月末日	249,379,989	—	6,935	—
平成21年 5月末日	316,970,886	—	8,222	—
平成21年 6月末日	368,648,378	—	8,274	—
平成21年 7月末日	375,869,341	—	8,862	—
平成21年 8月末日	386,446,904	—	9,042	—

*基準価額は1万口当たり。

【分配の推移】

計算期間		分配金(円)
第1期	自 平成20年8月15日 至 平成21年1月20日	0
第2期	自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	0

* 分配金は1万口当たり。

【収益率の推移】

計算期間		収益率 (%)
第1期	自 平成20年8月15日 至 平成21年1月20日	△50.4
第2期	自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	71.6

* 収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年8月15日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込み下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、サンパウロ証券取引所の休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

お申込手数料率は、3.675%（税抜3.50%）を上限に販売会社が定めるものとし、

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数についてお申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額（5%）が含まれています。

販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料で受付ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込み下さい。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとし、

換金のお申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての解約のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、サンパウロ証券取引所の休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

換金単位は1口単位とします。ただし、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡下さい。

《委託会社へのお問い合わせ先》
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
（半休日の場合は正午まで）

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することまたは既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

の規定により換金請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして、の規定に準じて算定した価額とします。

買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問い合わせ下さい。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。外貨建資産の円換算および予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券は、計算日の基準価額で評価されます。

マザーファンドの主要投資対象である外国株式は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における金融商品取引所の最終相場で評価しております。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「ブラOP」）

《委託会社へのお問合わせ先》

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

（半休日の場合は正午まで）

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月21日から7月20日まで、および7月21日から翌年1月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

a. 以下の事由の場合には、当ファンドは、受託会社と合意の上、信託契約を解約（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。

・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

イ. 委託会社は、上記について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ロ. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ロにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ハ. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ニ. イからハまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、上記イからハまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

b. 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約(繰上償還)します。

- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 b)に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新受託会社を選任できないとき。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項(上記aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合には限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでは、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記aからfにかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更改に関する事項

a. 販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または

販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱い
ます。

b. 投資顧問会社

投資顧問契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了され
ます。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

(1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割さ
れた受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受
益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を
除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前
のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし
ます。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契
約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、
再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交
付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(3) 償還金に対する権利

当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受
益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日
以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されてい
る受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に、原則として、償還日から起算して5
営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、
その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、
前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

換金代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第1期計算期間（平成20年8月15日（設定日）から平成21年1月20日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第2期計算期間（平成21年1月21日から平成21年7月21日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第2期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

なお、第1期計算期間は信託約款第39条第1項により、平成20年8月15日（設定日）から平成21年1月20日までとなっております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年8月15日（設定日）から平成21年1月20日まで）および第2期計算期間（平成21年1月21日から平成21年7月21日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 【BNPパリバ・ブラジル株式オープン】
 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (平成21年1月20日現在)	第2期 (平成21年7月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,700,025	13,391,637
親投資信託受益証券	160,356,519	372,133,728
未収利息	7	18
流動資産合計	166,056,551	385,525,383
資産合計	166,056,551	385,525,383
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	90,495	132,010
未払委託者報酬	1,447,862	2,112,114
その他未払費用	45,198	65,944
流動負債合計	1,583,555	2,310,068
負債合計	1,583,555	2,310,068
純資産の部		
元本等		
元本	* ₁ 331,715,077	* ₁ 450,462,161
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	* ₂ 167,242,081	* ₂ 67,246,846
(分配準備積立金)	947,837	6,591,280
元本等合計	164,472,996	383,215,315
純資産合計	164,472,996	383,215,315
負債純資産合計	166,056,551	385,525,383

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期	第2期
	自平成20年8月15日 至平成21年1月20日	自平成21年1月21日 至平成21年7月21日
営業収益		
受取利息	42,636	1,884
有価証券売買等損益	159,755,481	129,170,543
営業収益合計	159,712,845	129,172,427
営業費用		
受託者報酬	90,495	132,010
委託者報酬	* ₁ 1,447,862	* ₁ 2,112,114
その他費用	45,198	65,944
営業費用合計	1,583,555	2,310,068
営業利益又は営業損失()	161,296,400	126,862,359
経常利益又は経常損失()	161,296,400	126,862,359
当期純利益又は当期純損失()	161,296,400	126,862,359
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	5,928,497	2,686,722
期首剰余金又は期首欠損金()	-	167,242,081
剰余金増加額又は欠損金減少額	379,608	6,096,174
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	379,608	6,096,174
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,253,786	30,276,576
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,253,786	30,276,576
分配金	* ₂ -	* ₂ -
期末剰余金又は期末欠損金()	167,242,081	67,246,846

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 (自 平成20年8月15日 至 平成21年1月20日)	第2期 (自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日)
1. 有価証券の 評価基準 及び評価方 法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。時価評価にあたっては、親 投資信託受益証券の基準価額に基 づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務 諸表作成のた めの基本とな る重要な事項	-	計算期間末日の取扱い 平成21年7月20日が休日のため、 信託約款第39条により当計算期間 末日を平成21年7月21日として しております。このため、当計算 期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成21年1月20日現在)	第2期 (平成21年7月21日現在)
*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 195,140,000 円 期中追加設定元本額 159,784,202 円 期中解約元本額 17,209,125 円 (2) 計算期間末日における受益権の総数 331,715,077 口	*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 331,715,077 円 期中追加設定元本額 132,064,579 円 期中解約元本額 13,317,495 円 (2) 計算期間末日における受益権の総数 450,462,161 口
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は、167,242,081円 であります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は、67,246,846円 であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自 平成20年8月15日 至 平成21年1月20日)
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために 要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 276,040円
*2 分配金の計算過程 (自 平成20年8月15日 至 平成21年1月20日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益 から費用を控除した額(947,837円)、解約に伴う当期純損益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填し た額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(121,784円)、及び 分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,069,621円(1万口 当たり32.24円)であります。当期は分配を行っておりません。

第2期 (自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日)	
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	454,713円
*2 分配金の計算過程 (自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,874,625円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(749,110円)、及び分配準備積立金(916,655円)より分配対象収益は7,340,390円(1万口当たり162.93円)であります。当期は分配を行っておりません。	

(有価証券に関する注記)

第1期

(平成21年1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	160,356,519	△ 159,755,481
合 計	160,356,519	△ 159,755,481

第2期

(平成21年7月21日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	372,133,728	127,022,440
合 計	372,133,728	127,022,440

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第1期 (平成21年1月20日現在)		第2期 (平成21年7月21日現在)	
一口当たり純資産額	0.4958 円	一口当たり純資産額	0.8507 円
(一万口当たり純資産額)	4,958 円)	(一万口当たり純資産額)	8,507 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	BNPパリバ・ブラジル株式オープンマザーファンド	490,682,659	372,133,728	
合 計		490,682,659	372,133,728	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「BNPパリバ・ブラジル株式オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「BNPパリバ・ブラジル株式オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	(平成21年1月20日現在)	(平成21年7月21日現在)
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預 金		85,489	3,000,042
コーポレート・ローン		5,027,523	7,370,189
株式		153,830,240	351,369,883
未収入金		-	14,336,678
未取配当金		1,407,821	2,751,475
未取利息		6	10
流動資産合計		160,351,079	378,828,277
負債の部			
流動負債			
未払金		-	6,686,977
未払負債		-	6,686,977
流動負債合計		-	6,686,977
純資産の部			
元本等			
元剰余金	*1	369,740,650	490,682,659
剰余金又は欠損金(△)	*2	△ 209,389,571	△ 118,541,359
元本等合計		160,351,079	372,141,300
純資産合計		160,351,079	372,141,300
負債純資産合計		160,351,079	378,828,277

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として毎年7月21日から翌年7月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	(自平成20年 8月15日 至平成21年 1月20日)	(自平成21年 1月21日 至平成21年 7月21日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成21年1月20日現在)		(平成21年7月21日現在)	
*1 (D) 元本の増減		*1 (D) 元本の増減	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	159,112,000 円	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	389,740,880 円
同期中における追加設定元本額	213,829,880 円	同期中における追加設定元本額	139,110,396 円
同期中における解約元本額	—	同期中における解約元本額	17,189,378 円
同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳	
BNPパリバ・ブラジル株式オープン	389,740,880 円	BNPパリバ・ブラジル株式オープン	490,892,889 円
計	389,740,880 円	計	490,892,889 円
(2) 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の移転	389,740,880 円	(2) 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の移転	490,892,889 円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、299,899,671円であります。		*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、119,641,369円であります。	

(有価証券に関する注記)

(平成21年1月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種	類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株	式	153,830,240	△ 36,479,715
合	計	153,830,240	△ 36,479,715

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(平成21年7月21日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種	類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株	式	351,369,883	27,770,687
合	計	351,369,883	27,770,687

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

. 取引の状況に関する事項

〔 自 平成20年 8月15日 至 平成21年 1月20日 〕	〔 自 平成21年 1月21日 至 平成21年 7月21日 〕
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 保有外貨建資産の売買代金、配当金の受取または支払いのために為替予約を行っております。	2. 取引に対する取組みと利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類ごとに行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

・ 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

（平成21年1月20日現在）		（平成21年7月21日現在）	
一口当たり純資産額	0.4337 円	一口当たり純資産額	0.7584 円
（一万口当たり純資産額	4,337 円）	（一万口当たり純資産額	7,584 円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル					
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	400	17.13	6,852.00	
	米ドル 小計	400		6,852.00 (644,156)	
ブラジルレアル					
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA PREF	18,059	32.57	588,181.63	
	VALE SA	6,600	36.08	238,128.00	
	VALE SA-PREF A	26,230	31.10	815,753.00	
	CIA BRASILEIRA DE DISTR-PREF	300	42.80	12,840.00	
	BRF-BRASIL FOODS SA	3,785	41.60	157,456.00	
	USINAS SIDERURGICAS DE MINAS	1,200	40.11	48,132.00	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	7,070	27.75	196,192.50	
	TIM PARTICIPACOES SA-PREF	17,700	3.90	69,030.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	2,400	29.18	70,032.00	
	TAM SA-PREF	3,330	25.50	84,915.00	
	BANCO DO BRASIL SA	6,100	21.95	133,895.00	
	CIA DE BEBIDAS DAS AME-PREF	250	135.01	33,752.50	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	6,375	39.53	252,003.75	
	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	8,480	9.90	83,952.00	
	GERDAU SA-PREF	12,800	21.65	277,120.00	
	METALURGICA GERDAU SA-PREF	3,000	26.85	80,550.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	3,300	39.60	130,680.00	
	SADIA SA-PREF	8,000	5.44	43,520.00	
	CIA DE CONCESSOES RODOVIARIA	375	30.20	11,325.00	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	10,500	29.35	308,175.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	4,900	45.51	222,999.00	
	GOL LINHAS AEREAS - PREF	3,075	14.50	44,587.50	
	TELE NORTE LESTE PART	300	33.90	10,170.00	
	TELE NORTE LESTE PART-PREF	4,180	28.50	119,130.00	
	TELEMAR NORTE LESTE SA-PREF	300	48.49	14,547.00	
	VOTORANTIM CELULOSE PAP-PREF	800	23.21	18,568.00	
	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	6,800	11.50	78,200.00	
	VIVO PARTICIPACOES SA-PREF	1,077	41.00	44,157.00	
	TELECOMUNICACOES DE SAO-PREF	800	43.00	34,400.00	
	DURATEX SA-PREF	2,500	24.45	61,125.00	
	LOJAS RENNER S.A.	5,454	24.53	133,786.62	
	COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	1,000	15.10	15,100.00	
	LIGHT SA	1,100	24.88	27,368.00	
	ROSSI RESIDENCIAL SA	5,560	10.29	57,212.40	
	LUPATECH SA	1,700	24.99	42,483.00	
	FERTILIZANTES FOSFATADOS-PRF	2,060	16.66	34,319.60	
	EMPRESA BRAS DE AERONAUTICA	1,000	8.34	8,340.00	
	ELETROPAULO METROPOLI-PREF B	1,400	35.20	49,280.00	
	NET SERVICOS DE COMUNI-PREF	4,935	20.69	102,105.15	
	PDG REALTY SA	2,400	24.30	58,320.00	
	GVT HOLDING SA	395	36.10	14,259.50	
	BRASIL TELECOM SA-PREF	1,000	12.65	12,650.00	
	BRASIL TELECOM PART SA-PR	900	14.98	13,482.00	
	HYPERMARCAS SA	650	24.00	15,600.00	
	BM&F BOVESPA SA	26,750	11.75	314,312.50	
	CIA BRASILEIRA DE MEIOS DE	2,200	17.99	39,578.00	
	CIA BRASILEIRA DE DISTR-RTS	21	0.93	19.53	

CPFL ENERGIA SA	700	32.50	22,750.00
B2W COM GLOBAL DO VAREJO	1,300	38.45	49,985.00
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	3,118	25.94	80,880.92
GAFISA SA	4,800	20.80	99,840.00
PETROLEO BRAS-PR	40,375	31.90	1,287,962.50
REDECARD SA	2,140	27.30	58,422.00
ULTRAPAR PARTICIPACOES-PREF	1,600	64.95	103,920.00
TRACTEBEL ENERGIA SA	100	19.30	1,930.00
MRV ENGENHARIA	200	29.19	5,838.00
CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	3,800	18.97	72,086.00
BRADSPAR SA PREF	2,600	26.38	68,588.00
ブラジルリアル 小計	289,844	-	7,073,935.60 (350,725,727)
合計	株 290,244		351,369,883 (351,369,883)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米 ド ル	株式1銘柄	100.0%	0.2%
ブ ラ ジ ル レ ア ル	株式58銘柄	100.0%	99.8%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成21年8月末現在)

I 資産総額	397,503,789 円
II 負債総額	11,056,885 円
III 純資産総額(I - II)	386,446,904 円
IV 発行済口数	427,400,870 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.9042 円

(参考)

BNPパリバ・ブラジル株式オープンマザーファンドの現況

純資産額計算書(平成21年8月末現在)

I 資産総額	374,422,820 円
II 負債総額	12,245,697 円
III 純資産総額(I - II)	362,177,123 円
IV 発行済口数	446,868,711 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.8105 円

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	自 平成20年8月15日 至 平成21年1月20日	348,924,202	17,209,125
第2期	自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	132,064,579	13,317,495

(注1) 本邦以外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数(口)には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成21年9月末現在）

資本金	9億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	9,000株
株式 記名式・額面	100,000円
平成12年5月10日に7,000万円の増資	
平成12年12月26日に1億2,000万円の増資	
平成13年9月26日に3,000万円の増資	
平成13年11月30日に1億7,500万円の増資	
平成14年9月27日に1億5,000万円の増資	
平成17年3月30日に8億500万円の減資	
平成17年3月30日に3億1,000万円の増資	
平成21年6月30日に4億5,000万円の増資	

b. 委託会社等の機構

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

運用部が独自に行う調査およびビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

平成21年9月末現在、委託会社が運用するファンドは58ファンド（追加型株式投資信託18本、単位型株式投資信託10本、単位型公社債投資信託30本）であり、純資産総額の合計額は2,213億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	*2		269,742		142,714
前払費用			6,515		19,706
未収委託者報酬			858,329		365,880
未収投資顧問料			357,680		-
未収運用受託報酬			-		94,114
未収投資助言報酬			-		61,005
未収収益			37,412		16,411
未収入金			1,673		29,222
未収還付法人税等			-		45,879
繰延税金資産			49,775		-
流動資産計			1,581,130		774,935
固定資産					
有形固定資産			104,229		105,913
建物	*1	100,859		102,111	
器具備品	*1	3,370		3,801	
無形固定資産			2,623		2,824
ソフトウェア		1,499		1,699	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			180,715		157,915
長期差入保証金		174,515		151,715	
投資有価証券		6,000		6,000	
その他		200		200	
固定資産計			287,568		266,653
資産合計			1,868,699		1,041,588

期 別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
負債の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			26,579		16,396
未払金			802,258		353,734
未払手数料		702,198		171,818	
未払委託調査費		-		152,884	
その他未払金		100,059		29,032	
未払費用			56,193		53,856
賞与引当金			49,780		43,709
役員賞与引当金			6,252		7,631
未払法人税等			63,070		-
前受収益			2,268		-
流動負債計			1,006,403		475,328
固定負債					
退職給付引当金			254,489		304,191
役員退職慰労引当金			38,875		43,790
固定負債計			293,365		347,981
負債合計			1,299,768		823,310
純資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
株主資本		千円	千円	千円	千円
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		37,200
資本準備金		37,000		37,000	
その他資本剰余金		200		200	
利益剰余金			81,729		268,923
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金		6,229		344,423	
繰越利益剰余金					
株主資本合計			568,930		218,277
純資産合計			568,930		218,277
負債・純資産合計			1,868,699		1,041,588

（２）【損益計算書】

期別		第10期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日		第11期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		
		科目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳
			千円	千円	千円	千円
営業収益						
委託者報酬				3,459,393		2,912,661
投資顧問料				509,625		-
運用受託報酬				-		189,624
投資助言報酬				-		210,935
その他営業収益				93,783		69,521
営業収益計				4,062,803		3,382,743
営業費用						
支払手数料				2,213,023		1,342,714
広告宣伝費				36,025		34,680
調査研究費				62,194		62,550
委託調査費				-		630,546
委託計算費				122,754		108,158
営業雑経費				94,503		88,521
印刷費			90,560		85,007	
協会費			3,942		3,514	
営業費用計				2,528,500		2,267,170
一般管理費						
給料				792,823		821,408
役員報酬			86,495		81,717	
給料・手当			540,700		608,765	
賞与			165,627		130,925	
業務委託費				121,598		125,807
交際費				7,745		2,879
旅費交通費				41,207		34,404
事業税				5,745		4,414
租税公課				578		1,840
不動産賃借料				157,806		208,180
賞与引当金繰入額				49,780		43,709
役員賞与引当金繰入額				6,252		7,631
退職金				141		410
退職給付費用				97,546		71,250
役員退職慰労引当金繰入額				6,998		4,915
固定資産減価償却費				30,338		10,516
諸経費				128,211		83,308
一般管理費計				1,446,774		1,420,675
営業利益又は営業損失（ ）				87,528		305,103
営業外収益						
受取利息	*1		3,016		1,582	
受取違約金			-		3,256	
雑益			931		1,130	
営業外収益計				3,948		5,969
経常利益又は経常損失（ ）				91,476		299,133
特別損失						
有形固定資産除却損			115		-	
投資有価証券評価損			-		-	
特別損失計				115		-
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失（ ）				91,361		299,133
法人税、住民税及び事業税			95,349		1,744	
過年度分法人税、住民税及び事業税			14,436		-	
法人税等調整額			20,612	89,174	49,775	51,519
当期純利益又は当期純損失（ ）				2,187		350,652

(3) 【株主資本等変動計算書】

第10期
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	-
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	-
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	-
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	77,842
	当期変動額	剰余金の配当 73,800 当期純利益 2,187
	当期末残高	6,229
	繰越利益剰余金	
利益剰余金合計	前期末残高	153,342
	当期変動額	71,613
	当期末残高	81,729
株主資本合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	71,613
	当期末残高	568,930
純資産合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	71,613
	当期末残高	568,930

第11期

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

(単位：千円)

株主資本			
資本金	前期末残高	450,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	450,000	
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	37,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	37,000	
その他資本剰余金	前期末残高	200	
	当期変動額	-	
	当期末残高	200	
資本剰余金合計	前期末残高	37,200	
	当期変動額	-	
	当期末残高	37,200	
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	75,500	
	当期変動額	-	
	当期末残高	75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229	
	当期変動額	-	
	当期末残高	剰余金の配当	350,652
		当期純損失	344,423
利益剰余金合計	前期末残高	81,729	
	当期変動額	350,652	
	当期末残高	268,923	
株主資本合計	前期末残高	568,930	
	当期変動額	350,652	
	当期末残高	218,277	
純資産合計	前期末残高	568,930	
	当期変動額	350,652	
	当期末残高	218,277	

重要な会計方針

期別 項目	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度よ り、平成19年4月1日以降に取得した有形 固定資産について、改正後の法人税法に 基づく減価償却の方法に変更してありま す。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響は軽微です。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日 以前に取得した資産については、改正前 の法人税法に基づく減価償却の方法の適 用により取得価額の5%に到達した事業年 度の翌事業年度より、取得価額の5%相当 額と備忘価額との差額を5年間にわたり 均等償却し、減価償却費に含めて計上し ております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響は軽微です。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）につい ては、社内における見込み利用可能期間 （5年）による定額法を採用してありま す。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 - - (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給 見込み額のうち当事業年度に負担すべき 額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見 込み額のうち当事業年度に負担すべき額 を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社 退職金規定に基づく自己都合退職金要支 給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規 に基づく期末要支給額を計上してありま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のた めの重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
-	<p>（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
-	<p>（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。</p> <p>前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）		第11期 （平成21年3月31日現在）	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	3,389千円	建物	12,189千円
器具備品	6,018千円	器具備品	7,234千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
預金	219,378千円	預金	62,244千円

（損益計算書関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
*1 関係会社取引項目		*1 関係会社取引項目	
受取利息	2,779千円	受取利息	1,400千円

（株主資本等変動計算書関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	-	-	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 株主総会	普通株式	73,800	16,400	平成19年3月31日	平成19年6月29日
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	-	-	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

(リース取引関係)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略していません。	同 左

(有価証券関係)

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円

(デリバティブ取引関係)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左
2. 退職給付債務	2. 退職給付債務
(1)退職給付債務 254,489千円	(1)退職給付債務 304,191千円
(2)退職給付引当金 254,489千円	(2)退職給付引当金 304,191千円
3. 退職給付費用	3. 退職給付費用
勤務費用 97,546千円	勤務費用 71,250千円

(税効果会計関係)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">103,551</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">22,800</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td style="text-align: right;">15,818</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">7,046</td></tr> <tr><td>事業税</td><td style="text-align: right;">5,419</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,681</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">158,318</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">108,542</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">49,775</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">49,775</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">21.45%</td></tr> <tr><td>一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目</td><td style="text-align: right;">26.32%</td></tr> <tr><td>過年度分法人税、住民税及び事業税</td><td style="text-align: right;">8.45%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.71%</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等負担率</td><td style="text-align: right;">97.61%</td></tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	103,551	賞与引当金	22,800	役員退職慰労引当金超過額	15,818	未払費用	7,046	事業税	5,419	その他	3,681	繰延税金資産小計	158,318	評価性引当金	108,542	繰延税金資産合計	49,775	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	49,775	法定実効税率	40.69%	(調整)		永久に損金に算入されない項目	21.45%	一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目	26.32%	過年度分法人税、住民税及び事業税	8.45%	その他	0.71%	税効果適用後の法人税等負担率	97.61%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">123,775</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">17,785</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td style="text-align: right;">17,818</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">3,575</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,368</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">96,278</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">260,602</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">260,602</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	123,775	賞与引当金	17,785	役員退職慰労引当金超過額	17,818	未払費用	3,575	その他	1,368	繰越欠損金	96,278	繰延税金資産小計	260,602	評価性引当金	260,602	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																																															
退職給付引当金超過額	103,551																																																														
賞与引当金	22,800																																																														
役員退職慰労引当金超過額	15,818																																																														
未払費用	7,046																																																														
事業税	5,419																																																														
その他	3,681																																																														
繰延税金資産小計	158,318																																																														
評価性引当金	108,542																																																														
繰延税金資産合計	49,775																																																														
繰延税金負債	-																																																														
繰延税金資産の純額	49,775																																																														
法定実効税率	40.69%																																																														
(調整)																																																															
永久に損金に算入されない項目	21.45%																																																														
一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目	26.32%																																																														
過年度分法人税、住民税及び事業税	8.45%																																																														
その他	0.71%																																																														
税効果適用後の法人税等負担率	97.61%																																																														
繰延税金資産																																																															
退職給付引当金超過額	123,775																																																														
賞与引当金	17,785																																																														
役員退職慰労引当金超過額	17,818																																																														
未払費用	3,575																																																														
その他	1,368																																																														
繰越欠損金	96,278																																																														
繰延税金資産小計	260,602																																																														
評価性引当金	260,602																																																														
繰延税金資産合計	-																																																														
繰延税金負債	-																																																														
繰延税金資産の純額	-																																																														

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第10期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	1,811 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	無し	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入(注1)	219,378	預金	219,378

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入(注1)	-	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ (非上場)

ビー・エヌ・ピー・パリバ (ユーロネクスト・パリに上場)

追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1株当たり情報)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産	126,428円	1株当たり純資産	48,506円
1株当たり当期純利益	486円	1株当たり当期純損失	77,922円
損益計算書上の当期純利益	2,187千円	損益計算書上の当期純損失	350,652千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純利益	2,187千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純損失	350,652千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	4,500株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当ありません。	該当ありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額：10,000百万円（平成21年3月末現在）
- ・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スタンダードチャータード銀行	859,131百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル

資本の額：15,226千レアル（平成20年12月末現在）

事業の内容：有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。
- (2) 販売会社：販売会社として、募集の取扱い、販売、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。
- (3) 投資顧問会社：マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：委託会社および投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

平成21年 4月20日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年 4月20日 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月2日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ・ブラジル株式オープン（以下「ファンド」という。）の平成21年1月21日から平成21年7月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・ブラジル株式オープン（以下「ファンド」という。）の平成21年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月4日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ・ブラジル株式オープン（平成20年8月15日から平成21年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・ブラジル株式オープン（平成21年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。